

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 川越坂戸毛呂山線

川越市大字小堤字春日山辺一五番七地先から

同市大字小堤字春日山辺一五番七地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年四月十九日